

## エキスパート登録 **専門家から** の **ワンポイント** **アドバイス**

税理士 中山美香



【略歴】

香川県内において夫婦で税理士事務所を開業しています。法人税、所得税の申告のほか、最近では事業承継や相続税の申告も積極的に行っています。

### 「適格請求書発行事業者の登録申請手続き」

2023年10月1日にインボイス制度が始まりますが、適格請求書発行事業者にならないと、適格請求書（インボイス）は発行できません。

適格請求書発行事業者になるには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出し、審査を経て登録を受ける必要があります。「適格請求書発行事業者の登録申請書」は国税庁のホームページから記載例とともにダウンロードできます。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の受付は既に始まっており、審査に時間がかかることから、インボイス制度導入時点で登録されるには、導入半年前の2023年3月31日までの提出が推奨されています。

### 「適格請求発行事業者に発行される登録番号」

適格請求書発行事業者の登録番号は、法人番号がある場合は「T+法人番号」、法人番号がない個人事業主などは「T+13桁の数字」が発行されます。適格請求書発行事業者であるかどうかは、適格請求書発行事業者公表サイトにおいて公表されます。公表サイトにおいては、登録番号から適格請求書発行事業者かどうかを検索できるのであって、法人名や個人名から登録番号は検索できません。法人は法人番号が公表されているので検索可能ですが、個人の場合は登録番号がわからないと適格請求書発行事業者かどうかわからないので注意が必要です。

### 「免税事業者の登録申請手続き」

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、原則として登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者になる必要があります。ただし、インボイス制度が開始される2023年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

### 「免税事業者がインボイス制度を取り入れた場合のメリットとデメリット」

免税事業者から課税事業者に切り替えた場合のメリットとしては、売上先の仕入税額控除の可否が取引に影響しないため、インボイス制度をきっかけにして取引先を失う可能性が低いことです。課税事業者に切り替えた場合の最大のデメリットとしては、消費税の計算と申告、納税が発生することです。

以上3回にわたってインボイス制度の説明をしました。特に免税事業者の方は、課税事業者になるかどうかは、今後の経営に大きくかかわってきます。申請期限までに課税事業者になるかどうか考えておく必要があります。

## エキスパート・バンクとは？

各分野の専門家が、経営上・技術上の様々な問題に対して、直接事業所を訪問し、問題解決に向けての支援・アドバイスを行います。

例えば、

ターゲットとする顧客層に最適なSNSの活用方法を知りたい。  
クラウドサービスを導入するにあたって、運用ルールを決めておきたい。  
といった取り組みを応援します。

**1テーマ2回まで無料となっておりますので、ぜひご活用ください。**

■ ご相談・お問い合わせは、最寄りの商工会まで ■